



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年 5月21日火曜日 第1357号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正..... 619

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要（3件）..... 619

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要（2件）..... 626

土地改良区役員の就任の届出..... 628

土地改良区役員の就退任の届出..... 628

土地改良区役員の退任の届出..... 628

新たな土地改良事業の施行の認可..... 628

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧..... 628

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧（2件）..... 628

町営土地改良事業の施行の同意（11件）..... 629

村営土地改良事業の計画の変更等の同意..... 630

県営土地改良事業の工事の完了..... 630

漁業の許可又は起業の認可の申請期間（2件）..... 630

道路の区域変更（県道和気衣山線）..... 630

道路の供用開始（ " ）..... 630

道路の区域変更（県道長井方堀江線）..... 631

道路の供用開始（ " ）..... 631

道路の区域変更（県道中島環状線）..... 631

道路の区域変更（県道内子双海線）..... 631

道路の供用開始（ " ）..... 632

道路の区域変更（県道美砂子郡線）..... 632

道路の供用開始（ " ）..... 632

道路の位置の指定（2件）..... 632

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正..... 633

公 告

愛媛県立農業大学校入学試験の実施..... 633

告 示

○愛媛県告示第1015号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成5年4月愛媛県告示第576号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、平成14年4月1日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額並びに同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金

たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成14年 5月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表中

「	4,337円	13,361円	「	4,250円	13,408円	
	5,347円	13,361円		5,316円	13,408円	
	6,216円	13,405円		6,164円	13,442円	
	7,057円	16,845円		6,869円	16,585円	
	7,473円	19,349円		7,350円	19,380円	
	7,517円	21,686円		7,325円	21,668円	
	7,423円	22,836円	を	7,257円	22,681円	に改
	7,205円	24,544円		7,047円	24,388円	
	6,632円	24,168円		6,411円	23,467円	
	4,537円	20,826円		4,413円	19,687円	
	4,270円	15,283円		4,250円	14,875円	
	4,270円	13,361円	」	4,250円	13,408円	」

める。

○愛媛県告示第1016号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年 5月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
新居浜電子株式会社
新居浜市王子町1番1号
代表取締役社長 糸井 政道
- 事業場の名称及び所在地
新居浜電子株式会社
新居浜市王子町1番1号
- 特定施設に関する事項
(1) RTRめつき2号機

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第66号 電気めつき施設
特定施設の能力	1日当たり160キログラム
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後2週間後
使用開始の予定年月日	完成後直ちに

特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.0~11.0 最大 8.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 5未満
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.5 最大 2.5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 12 最大 15	

(2) 化学研磨装置

特定施設の種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1日当たり480キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後1ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.0~11.0 最大 8.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 5未満
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.5 最大 2.5

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 28 最大 32
------------------------	----------------

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 汚水処理施設 I

設 置 年 月 日	昭和62年 3月10日
処 理 施 設 の 種 類	物理処理
処 理 施 設 の 型 式	物理処理
処 理 施 設 の 構 造	鋼製エポキシライニング及び強化プラスチックライニング製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	中和槽 縦 0.8メートル 横 0.8メートル 高さ 0.8メートル×2基 凝集槽 縦 0.8メートル 横 0.8メートル 高さ 0.8メートル×2基 沈降槽 直径 3メートル 高さ 3.5メートル 直径 1.9メートル 高さ 3.5メートル pH調整槽 縦 1.6メートル 横 1.6メートル 高さ 1.7メートル
処 理 施 設 の 能 力	1日当たりの処理量 ・中和処理系：60立方メートル ・pH調整系：550立方メートル

汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和凝集法
処理施設の使用時間間隔	連 続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前		処 理 後
		中和処理系	pH調整系	
汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 0.7~1.5 最大 0.5~1.2	通常 2.5~3.5 最大 2.0~4.0	通常 6.5~7.5 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20	通常 2未満 最大 2未満	通常 2未満 最大 2未満
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9 最大 10	通常 5未満 最大 5未満	通常 5未満 最大 5未満
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15	通常 1未満 最大 1未満	通常 1未満 最大 1未満
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.1未満 最大 0.1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 14 最大 28	通常 83 最大 107	通常 83 最大 107	

(2) 汚水処理施設 II (イオン交換系)

設 置 年 月 日	平成13年 3月15日
-----------	-------------

処理施設の種類	物理処理、化学処理		
処理施設の型式	物理処理、化学処理		
処理施設の構造	鋼製ラバーライニング		
処理施設の主要寸法	活性炭吸着塔 直径 1.2メートル 高さ 2.4メートル イオン交換塔 直径 0.8メートル 高さ 2.4メートル		
処理施設の能力	1日当たり200立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	活性炭吸着+イオン交換		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8.9~9.5 最大 8.0~10.0	通常 6.5~7.5 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2未満 最大 2未満	通常 2未満 最大 2未満
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 5未満	通常 5未満 最大 5未満
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15	通常 1未満 最大 1未満
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.3	通常 0.1未満 最大 0.1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 133 最大 153	通常 133 最大 153	

(3) 汚水処理施設Ⅱ(蒸留系)

設置年月日	平成13年3月15日
処理施設の種類	物理処理
処理施設の型式	物理処理
処理施設の構造	鋼製
処理施設の主要寸法	蒸留槽 縦 4メートル 横 5.69メートル 高さ 4.5メートル 乾固槽 縦 2.65メートル 横 2.75メートル 高さ 2.7メートル
処理施設の能力	1日当たり120立方メートル処理
汚水等の処理の方式	蒸留
処理施設の使用時間間隔	連続

処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 0.7~1.5 最大 0.5~1.2	通常 6.5~7.5 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20	通常 2未満 最大 2未満
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 5未満	通常 5未満 最大 5未満
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3	通常 1未満 最大 1未満
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.1未満 最大 0.1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 94 最大 107	通常 89 最大 102	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
1号排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.2 最大 9.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 10未満
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.2 最大 5.6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.17 最大 0.52
		通常 290 最大 340

○愛媛県告示第1017号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
日本キャタリストサイクル株式会社
新居浜市磯浦町16番9号
代表取締役社長 相羽 宏治
- 事業場の名称及び所在地
日本キャタリストサイクル株式会社 新居浜事業所
新居浜市磯浦町16番9号
- 特定施設に関する事項
(1) 廃ガス洗浄施設（既設）

特定施設の種 類	ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号。以下「政令」という。）別表第2第7号のイ「廃ガス洗浄施設」	
特定施設の能力	1時間当たり45,000ノルマル立方メートル処理	
設 置 年 月 日	平成10年2月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.0～9.0 最大 5.0～10.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,200 最大 2,000
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 50
	全窒素（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.0未満 最大 1.0未満
	全りん（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.0未満 最大 1.0未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 27 最大 37	

(2) 湿式集じん施設（既設）

特定施設の種 類	政令別表第2第7号のロ 湿式集じん施設	
特定施設の能力	1時間当たり45,000ノルマル立方メートル処理	
設 置 年 月 日	平成10年2月1日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2.0～3.0 最大 1.0～3.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,200 最大 1,600
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 700 最大 2,000
	全窒素（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.0未満 最大 1.0未満
	全りん（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.0未満 最大 1.0未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 13 最大 16	

(3) 産業廃棄物焼却施設（既設）

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第71号の4 廃棄物焼却施設	
特定施設の能力	1時間当たり2トン処理	
設 置 年 月 日	平成14年2月21日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 - 最大 -
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 - 最大 -
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 - 最大 -
	全窒素（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 - 最大 -
	全りん（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 - 最大 -
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 - 最大 -	

備考 特定施設から汚水等は排出されない。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 廃ガス処理排水施設

設 置 年 月 日	平成10年2月1日
-----------	-----------

処理施設の種類	物理処理		
処理施設の型式	吸着方式		
処理施設の構造	ポリエチレン		
処理施設の主要寸法	活性炭塔：直径 1.106メートル 高さ 1.16メートル×2基 キレート樹脂塔：直径 1.0メートル 高さ 0.71メートル×2基		
処理施設の能力	1日当たり40立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	吸着方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.0～9.0 最大 5.0～10.0	通常 5.0～9.0 最大 5.0～10.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,200 最大 1,600	通常 800 最大 1,200
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 50	通常 20 最大 50
	全窒素（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.0未満 最大 1.0未満	通常 1.0未満 最大 1.0未満
	全りん（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.0未満 最大 1.0未満	通常 1.0未満 最大 1.0未満
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 27 最大 37	通常 27 最大 37

(2) M○排水処理施設

設置年月日	平成10年2月1日		
処理施設の種類	物理処理		
処理施設の型式	キレート吸着方式		
処理施設の構造	ポリエチレン		
処理施設の主要寸法	吸着塔：直径 1.4メートル 高さ 2.6メートル×4基		
処理施設の能力	1日当たり320立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	キレート吸着方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		

処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 0.0～2.0 最大 0.0～2.0	通常 0.0～2.0 最大 0.0～2.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 100	通常 20 最大 100
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 100	通常 20 最大 100
	全窒素（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 40 最大 90	通常 40 最大 90
	全りん（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.0未満 最大 1.0未満	通常 1.0未満 最大 1.0未満
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 154 最大 210	通常 161 最大 219

(3) アンモニア排水処理施設

設置年月日	平成10年2月1日		
処理施設の種類	物理処理		
処理施設の型式	蒸留方式		
処理施設の構造	ステンレス		
処理施設の主要寸法	脱気塔：直径 0.8メートル 高さ 9.6メートル		
処理施設の能力	1日当たり175立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	蒸留方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1.0～3.0 最大 1.0～3.0	通常 11～12 最大 11～12
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5,300 最大 7,000	通常 20 最大 100
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 100	通常 20 最大 100

	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11,000 最大 13,000	通常 40 最大 90
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0未満 最大 1.0未満	通常 1.0未満 最大 1.0未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 131 最大 178	通常 154 最大 210

(4) 総合排水処理施設

設 置 年 月 日	平成10年2月1日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和凝集沈殿方式		
処 理 施 設 の 構 造	ポリエチレン		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 37メートル 横 21メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり720立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和凝集沈殿方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~13 最大 1.0~13	通常 6.0~8.0 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 61 最大 136	通常 20 最大 24
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 35 最大 146	通常 35 最大 50
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13 最大 50	通常 13 最大 30
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0未満 最大 1.0未満	通常 1.0未満 最大 1.0未満
		通常 466 最大 635	通常 498 最大 680

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15.0 最大 18.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 26.0 最大 35.0
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.0 最大 21.0
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0未満 最大 1.0未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	ダイオキシン類(単位 1リットルにつきmg-TEQ)	通常 5.0未満 最大 5.0未満
		通常 702 最大 985

○愛媛県告示第1018号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役社長 福島 孝一
- 事業場の名称及び所在地
住友金属鉱山株式会社東予工場
西条市船屋字新地乙145番地1
- 特定施設に関する事項
(1) 除害吸収塔

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第62号 水廃ガス洗浄施設
特定施設の能力	1時間当たり165,000ノルマル立方メートル
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	平成15年6月30日
使用開始の予定年月日	平成15年7月1日
特定施設の使用時間間隔	連 続
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7 最大 7
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 40 最大 45
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 500
	全窒素（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 10
	全りん（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 20
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 18 最大 23	

(2) 除害ミストコットレル

特定施設の種類	政令別表第1第62号 ヘ湿式集じん施設	
特定施設の能力	1時間当たり170,000ノルマル立方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成15年6月30日	
使用開始の予定年月日	平成15年7月1日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1～2 最大 1～2
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 100
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 20
	全窒素（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 40
	全りん（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 2 最大 5	

(3) 環集ミストコットレル

特定施設の種類	政令別表第1第62号 ヘ湿式集じん施設	
特定施設の能力	1時間当たり165,000ノルマル立方メートル×3基	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成15年6月30日	
使用開始の予定年月日	平成15年6月30日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 0.5～3 最大 0.5～3
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 15
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1,000 最大 5,000
	全窒素（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 10
	全りん（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 20
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 14 最大 20	

4 汚水等の処理施設に関する事項

設置年月日	平成13年11月30日
処理施設の種類	中和沈殿方式
処理施設の型式	中和、酸化、凝集沈殿、中和
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製、FRP、ステンレス
処理施設の主要寸法	縦 29メートル 横 39メートル 高さ 13メートル
処理施設の能力	1日当たり2,000立方メートル
汚水等の処理の方式	中和沈殿方式
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 0.5~3.0 最大 0.5~3.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 300	通常 10.2 最大 14.1
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 400	通常 10 最大 25
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 60	通常 10 最大 60
	全りん(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20	通常 1 最大 3
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,200 最大 2,000	通常 1,200 最大 2,000

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 内港2号排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.5 最大 3.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 50
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.5 最大 10
	全りん(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 170,800 最大 222,040	

(2) 内港3号排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.6 最大 4.2
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 50

全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.5 最大 10
	全りん(単位1リットルにつきミリグラム)
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 288,900 最大 366,000

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1019号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
新居浜電子株式会社
新居浜市王子町1番1号
代表取締役社長 糸井 政道
- 事業場の名称及び所在地
新居浜電子株式会社
新居浜市王子町1番1号
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設、第66号 電気めっき施設
- 変更しようとする事項の内容
汚水等の処理方法等の変更
- 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 汚水処理施設 I

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	変 更 前		変 更 後			
	処理前		処理後	処理前		処理後
	中和処理系	pH調整系		中和処理系	pH調整系	
通常 10 最大 20	通常 60 最大 80	通常 60 最大 80	通常 14 最大 28	通常 83 最大 107	通常 83 最大 107	

(2) 汚水処理施設 II (イオン交換系)

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	変 更 前		変 更 後	
	処理前	処理後	処理前	処理後
	通常 150 最大 170	通常 150 最大 170	通常 133 最大 153	通常 133 最大 153

(3) 汚水処理施設Ⅱ（蒸留系）

	変 更 前		変 更 後	
	処理前	処理後	処理前	処理後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 105 最大 120	通常 100 最大 115	通常 94 最大 107	通常 89 最大 102

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量
1号排水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度(水素指数)		通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)		通常 5 最大 15	通常 3.2 最大 9.0
浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)		通常 1未満 最大 10未満	通常 1未満 最大 10未満
全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)		通常 7.4 最大 13	通常 3.2 最大 5.6
全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)		通常 0.27 最大 0.82	通常 0.17 最大 0.52
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 200 最大 280	通常 290 最大 340

○愛媛県告示第1020号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年 5月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役社長 福島 孝一
- 事業場の名称及び所在地
住友金属鉱山株式会社東予工場
西条市船屋字新地乙 145 番地 1
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第62号非鉄金属製造業の用に供する施設 へ湿式集じん施設

4 変更しようとする事項の内容

汚水等の処理方法等の変更

5 汚水等の処理施設に関する事項

汚水処理施設

	項 目	変 更 前		変 更 後	
		処理前	処理後	処理前	処理後
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 150.0 最大 300.0	通常 9.6 最大 12.2	通常 150.0 最大 300.0	通常 10.2 最大 14.1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 800 最大 2,000	通常 800 最大 2,000	通常 1,200 最大 2,000	通常 1,200 最大 2,000

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 内港1号排水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度(水素指数)		通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)		通常 3.0 最大 9.0	
浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)		通常 10 最大 50	
全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)		通常 5 最大 15	
全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)		通常 1 最大 3	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1,000 最大 1,300	

(2) 内港2号排水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度(水素指数)		
化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)			通常 2.5 最大 3.0
浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)			通常 10 最大 50
全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	雨水排水口		通常 2.5 最大 10

全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 170,800 最大 222,040

(3) 内港3号排水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.6 最大 4.1	通常 2.6 最大 4.2
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 50	通常 10 最大 50
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 15	通常 2.5 最大 10
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 3	通常 0.5 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 212,600 最大 274,620	通常 288,900 最大 366,000

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1021号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、伊豫郡大谷池土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	水 口 武 夫	伊予市上三谷1090番地1

○愛媛県告示第1022号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市東長戸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	仲 田 靖	松山市東長戸三丁目7番43号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	福 本 貞 男	松山市東長戸二丁目11番6号

○愛媛県告示第1023号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市畑寺土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 本 文 俊	松山市畑寺二丁目11番2号

○愛媛県告示第1024号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、土居町藤原土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・苮屋地区)の施行を平成14年5月9日認可した。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1025号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、宇摩郡土居町大字小林地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業(ため池等整備事業・尾山地区)計画書の写し
- 縦覧期間
平成14年5月22日から6月18日まで
- 縦覧場所
土居町役場

○愛媛県告示第1026号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、松山市平井町地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業(ため池等整備事業・逆瀬地区)変更

計画書の写し

2 縦覧期間

平成14年5月22日から6月18日まで

3 縦覧場所

松山市役所

○愛媛県告示第1027号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、北宇和郡三間町、広見町及び日吉村地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用道路整備事業・鬼北地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成14年5月22日から6月18日まで

3 縦覧場所

三間町役場、広見町役場及び日吉村役場

○愛媛県告示第1028号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、土居町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・干拓地区）の施行に平成14年5月9日同意した。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1029号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、土居町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・琴平地区）の施行に平成14年5月9日同意した。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1030号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、土居町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・干拓東地区）の施行に平成14年5月9日同意した。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1031号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、玉川町から協議のあった町営土地改良事業（ほ場整備事業・法界寺地区）の施行に平成14年5月9日同意した。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1032号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、川内町から協議のあった町営土地改良事業（ため池等整備事業・黒岩地区）の施行に平成14年5月8日同意した。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1033号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、久万町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・西之浦地区）の施行に平成14年5月1日同意した。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1034号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、久万町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・中組地区）の施行に平成14年5月1日同意した。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1035号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、久万町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・帯石地区）の施行に平成14年5月1日同意した。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1036号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、久万町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・広瀬地区）の施行に平成14年5月1日同意した。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1037号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、野村町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・野村東地区）の施行に平成14年5月9日同意した。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1038号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、野村町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・野村東地区）の施行に平成14年 5 月 9 日同意した。

平成14年 5 月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1039号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 1 項の規定により、朝倉村から協議のあった村営土地改良事業（土地改良総合整備事業・万丁地区）の計画の変更に平成14年 5 月 8 日同意した。

平成14年 5 月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1040号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成14年 5 月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ふるさと農道緊急整備事業	神戸地区	平成 7 年 3 月28日

○愛媛県告示第1041号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成14年 5 月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成14年 5 月21日から 6 月 3 日まで

○愛媛県告示第1042号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成14年 5 月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成14年 5 月21日から 6 月 3 日まで

○愛媛県告示第1043号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 5 月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	和気衣山線	松山市安城寺町216番 5	旧	メートル 11.0～11.7	キロメートル 0.012	
			新	11.7～12.0	0.012	
"	"	松山市安城寺町85番 3	旧	11.6～12.0	0.014	
			新	12.0	0.014	
"	"	松山市西長戸町378番 1 地先から 同町383番 7 地先まで	旧	9.5～12.0	0.105	
			新	12.0	0.105	

○愛媛県告示第1044号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 5 月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	和気衣山線	松山市安城寺町216番5	平成14年5月21日
"	"	松山市安城寺町85番3	"

○愛媛県告示第1045号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	長井方堀江線	松山市東大栗町乙968番10から 同町乙1076番3まで	旧	メートル 3.0~10.5	キロメートル 0.478	
			新	7.1~55.0	0.391	

○愛媛県告示第1046号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長井方堀江線	松山市東大栗町乙968番10から 同町乙1076番3まで	平成14年5月21日

○愛媛県告示第1047号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	中島環状線	温泉郡中島町大字宇和間甲1370番1から 同大字甲1371番1まで	旧	メートル 4.4~7.5	キロメートル 0.072	
			新	8.3	0.072	

○愛媛県告示第1048号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子双海線	伊予郡双海町大字高岸乙1097番2から 同大字乙1085番3地先まで	旧	メートル 8.0～14.0	キロメートル 0.053	
			新	13.0～20.0	0.053	

○愛媛県告示第1049号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子双海線	伊予郡双海町大字高岸乙1097番2から 同大字乙1085番3地先まで	平成14年5月21日

○愛媛県告示第1050号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美砂子郡線	宇和島市戸島2468番から 同市戸島2486番4まで	旧	メートル 3.5～11.6	キロメートル 0.082	
			新	10.0～27.5	0.082	

○愛媛県告示第1051号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美砂子郡線	宇和島市戸島2468番から 同市戸島2486番4まで	平成14年5月21日

○愛媛県告示第1052号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

温泉郡川内町大字南方字川上522番3及び523番1並びに522番3、523番1地先農道及び522番3、523番1地先水路

2 申請人の住所氏名

松山市東石井町379番地1

大憲

代表者 工藤 憲彦

3 図面省略

○愛媛県告示第1053号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

温泉郡川内町大字北方字田中3109番2

- 2 申請人の住所氏名
松山市藤原二丁目2番20号
有限会社 ふくや商会
取締役 益野 正二
- 3 図面省略

○愛媛県告示第1054号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等（昭和48年9月愛媛県告示第822号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加戸 守 行

一の項(三)2の表位置の欄中「今治市常盤町四丁目2の1」を「今治市共栄町二丁目3番地1」に改める。

公 告

○公 告

愛媛県立農業大学校入学試験の実施について

平成15年度愛媛県立農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

平成14年5月21日

愛媛県知事 加戸 守 行

- 1 入学試験の区分
養成部門及び専攻科
- 2 入学試験の期日
 - (1) 養成部門
 - ア 一般入学試験
平成15年1月22日（水） 学科試験及び面接試験
 - イ 推薦入学試験
平成14年11月21日（木） 学科試験及び面接試験
 - (2) 専攻科
平成15年1月16日（木） 学科試験及び面接試験
- 3 入学試験の場所
松山市下伊台町1553番地
愛媛県立農業大学校
- 4 募集人員、修業年限及び入学資格

(1) 養成部門

課 程	農産園芸課程	果樹園芸課程	畜産課程
コース	野菜複合コース 花き複合コース	かんきつコース 果樹複合コース	大中家畜コース 養鶏コース
修業年限	2年	2年	2年
募集人員	40人	30人	10人
入学資格	学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条第1項の規定に該当する者		

(2) 専攻科

種 類	農産専攻	園芸専攻	果樹専攻	畜産専攻
修業年限	2年	2年	2年	2年
募集人員	各専攻合わせて10人			

入学資格

- 次のいずれかに該当する者
- (1) 短期大学（学校教育法第69条の2に規定する大学をいう。）において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者
 - (2) 都道府県立農業講習所において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者
 - (3) 都道府県立農業者研修教育施設養成部門（農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。）において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認めたる者

5 学科試験科目

(1) 養成部門

ア 一般入学試験

必須科目 国語 I

選択科目 現代社会又は農業経営のうち1科目、数学 I 又は農業基礎のうち1科目及び化学 I A、化学 I B、生物 I A 又は生物 I B のうち1科目

イ 推薦入学試験

小論文

(2) 専攻科

ア 必須科目 農業経営

イ 選択科目 作物、園芸又は畜産のうち1科目

6 入学願書受付期間

(1) 養成部門

ア 一般入学試験

平成14年12月10日（火）から 24日（火）まで

イ 推薦入学試験

平成14年11月1日（金）から 12日（火）まで

(2) 専攻科

平成14年12月10日（火）から 24日（火）まで

(3) 郵送による場合は、養成部門及び専攻科とも当該受付期間の締切日までの消印があるものは、受け付ける。

7 受験手続

入学願書に次に掲げる書類等を添えて愛媛県立農業大学校長に提出すること。ただし、(2)に掲げる書類は、出願しようとする年度（以下「出願年度」という。）又はその前年度内に学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は通常の課程により12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）及び出願年度内にこれらの学校を卒業する見込みの者又はこれらの学校教育を修了する見込みの者にあつては、添えることを要しない。

- (1) 最終学校の調査書
- (2) 健康診断書（出願年度又はその前年度内に保健所又は病院で診断を受けて作成したもの）
- (3) 写真（出願前6箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で5センチメートル平方のもの）
- (4) 養成部門への推薦入学を希望する者にあつては、出身高等学校の長の推薦書
- (5) 専攻科の受験を希望する者にあつては、入学選考料として2,200円の愛媛県収入証紙

8 その他入学試験の詳細については、愛媛県立農業大学校

に問い合わせること。